

平成 年 月 日

（名称）玉名市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
玉名市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
玉名市では、公共交通として鉄道（ＪＲ九州新幹線１駅、ＪＲ鹿児島本線３駅）や路線バスなどが運行し、市民の日常生活における不可欠な移動手段として広く利用され、本格的な超高齢社会への対応から、その役割がますます重要になっている。 しかしながら、市内を運行する路線バスは、利用者の長期にわたる減少傾向と運行維持のために必要な行政負担の増加が課題となっており、公共交通サービスが住民ニーズに見合わないという課題を抱えていた。そのため、公共交通に対する市民満足度は低く、とりわけ、市内で完結する路線バス２路線（鍋線、横島線）は、利用者が非常に少ないため、運行効率が悪く、そのあり方の見直しが急務となっていた。 このような中、市では平成２４年度に「玉名市地域公共交通総合連携計画」を策定し、「バス路線の運行の効率化」の方針に基づき、玉名市内を運行する２路線（鍋線、横島線）への補助を廃止し、当該沿線地域である滑石・岱明地域及び大浜・横島地域の２区域に、平成２５年１０月から予約制乗合タクシーの運行を開始している。 この乗合タクシーは、幹線バスや鉄道などの結節点であるＪＲ玉名駅へ接続することにより、通勤・通学や買い物、通院等の日常生活において結びつきの強い荒尾市や長洲町、熊本市との移動手段も確保することとしている。 市では今後、さらなる高齢化の進展が予想され、こうした幹線と連携した支線的な公共交通の継続的な運行が必要と考えられるが、運行に係る経費を運賃収入で賄うことは困難であり、市の財政状況を踏まえると、市単独での運行も厳しい状況にあることから、地域公共交通確保維持事業の活用による財政負担の軽減、また、協働推進事業の活用による利用促進により、持続可能な公共交通サービスの提供を図ることとした。
<地域協働推進事業に関する事項> （１）地域協働推進事業の実施内容 ①地域公共交通に関する情報提供 ・ＪＲ、路線バス、乗合タクシーなど地域公共交通を網羅したマップ、時刻表の作成、市内全世帯へ配布 ・バス停における乗継情報を含めた分かりやすい案内版の作成及び掲示 ②モビリティマネジメントの実施 ・新規バス路線導入地区におけるアンケート調査の実施 （２）地域内フィーダー系統特例措置の対象となる系統の概要 ・系統名：九州看護福祉大学経由玉名駅前・新玉名駅線 ・キロ程：６．２Km （３）バス交通のサービスレベルの見直し内容 ・平成２７年１月にＪＲ、路線バス、乗合タクシーなど地域公共交通を網羅したマップ、時刻表の作成、市内全世帯へ配布を行った。 ・平成２７年１月にバス停における乗継情報を含めた分かりやすい案内版の作成及び掲示を行った。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

玉名市地域公共交通総合連携計画に掲げる「路線バス・乗合タクシーの利用者数」を目標値として採用する。

平成24年度の連携計画策定の際に、平成20年度を基準として回帰分析を行い、目標年次である平成29年度には利用者数が約80万人になると予測されたことから、その傾向に歯止めをかけ、利用者数95万人を維持する。

(万人)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	105	101	97	95	94	91	88	89	91	95
増減		▲4	▲4	▲2	▲1	▲3	▲3	1	2	4
備考	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績 (現状値)	目標	目標	目標

※路線バスは、当該年度の前年の10月から1年間の利用者数を計上。

※平成25年度実績には、平成25年10月から運行開始した滑石・岱明しおかぜタクシー、大浜・横島いちごタクシーの半年間の利用者数を含む。

※平成27年度～平成29年度は、地域協働推進事業の実施や連携計画に基づく事業の推進により、利用者数の増加を見込む。

(2) 事業の効果

滑石・岱明地域、大浜・横島地域における乗合タクシーの運行により、当該地域に居住する地域住民の日常生活に必要な移動手段が確保され、区域運行によって公共交通サービス提供範囲が拡大し、外出の促進や地域活性化が図られている。

また、幹線バスや鉄道などの結節点であるJR玉名駅に、予約制乗合タクシーや「玉名駅前～九州看護福祉大学前～新玉名駅」線をはじめとした路線バスが支線として連携することで、通院や通学など日常生活において結びつきの強い荒尾市や長洲町、熊本市との移動手段を確保している。

なお、地域内フィーダー系統確保維持計画を後押しするため、地域協働推進事業を活用し、公共交通マップ及び時刻表の作成や主要バス停における案内板の整備など利用促進に取り組むとともに、特例措置の対象である「九州看護福祉大学経由玉名駅・新玉名駅」線においては、九州看護福祉大学生の利用実態に応じたダイヤ改正を行い、JR玉名駅、JR新玉名駅との接続改善を図っている。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」及び別添資料（系統図）を添付

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付（略）

(1) 予約制乗合タクシーは、運行経費から収受料金及び国庫補助相当額を控除した額を玉名市が負担する。

(2) 特例措置対象系統の路線バスは、運行経費から経常収入及び国庫補助相当額を控除した額を玉名市と九州看護福祉大学が負担する。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

(1) 予約制乗合タクシー：玉名タクシー有限会社、有限会社高瀬合同タクシー
有限会社岱洋タクシー、有限会社アトム

(2) 特例措置対象の路線バス：産交バス株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
7. 別表 1 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付
10. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
【平成 24 年度】 ・ 第 1 回（5 月 10 日） 市地域公共交通会議要綱改正、事業計画及び予算について承認 ・ 第 2 回（8 月 7 日） 各調査の実施概要について承認 ・ 第 3 回（11 月 14 日） 本市における公共交通の課題、取り組みの方向性について協議 ・ 第 4 回（12 月 20 日） 地域公共交通総合連携計画、地区意見交換会の実施について協議 ・ 第 5 回（2 月 19 日） 地域公共交通総合連携計画について承認 岱明・横島地域予約制乗合タクシー運行実施計画について協議

【平成25年度】

- ・第1回（5月30日） 岱明・横島地域予約制乗合タクシー運行実施計画について承認
- ・第2回（6月27日） 生活交通ネットワーク計画について承認
- ・書面協議（7月9日） 岱明・横島地域予約制乗合タクシー運行実施計画（「六田」乗降場の設定）について承認
- ・第3回（3月27日） 滑石・岱明しおかぜタクシー、大浜・横島いちごタクシー利用実績及び利用者アンケート結果について報告、運行見直しについて協議

【平成26年度】

- ・第1回（5月28日） 地域公共交通総合連携計画スケジュール及び事業計画、予算、協働推進事業計画認定申請について承認
- ・第2回（6月26日） 地域内フィーダー系統確保維持計画について承認
- ・第3回（8月28日） 滑石・岱明しおかぜタクシー、大浜・横島いちごタクシー運行見直し案について承認（6時発便の廃止と9時発便の新設）

【平成27年度】

- ・書面協議（4月28日） 地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請について承認
- ・第1回（6月29日） 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議

15. 利用者等の意見の反映状況

玉名市地域公共交通会議の委員として住民代表に参加いただき、意見の反映を図った。
 岱明・横島地域予約制乗合タクシー運行実施計画の作成にあたっては、市中心部への通学や通院ニーズへの対応を図るなど地区意見交換会の結果を反映した。
 また、運行後の利用者の声や利用者アンケート調査により、利用が少ない時間帯（便）を利用ニーズが高い時間帯に調整するなどの運行見直しを行った。

16. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	熊本県企画振興部交通政策・情報局交通政策課
関係市区町村	玉名市企画経営部企画経営課
交通事業者・交通施設管理者等	産交バス株式会社、玉名タクシー有限会社、有限会社高瀬合同タクシー、有限会社岱洋タクシー、有限会社アトム、玉名警察署、玉名市道路管理者、熊本県バス協会、熊本県タクシー協会、全九州産業交通労働組合、熊本県自動車交通労働組合
地方運輸局	熊本運輸支局
その他協議会が必要と認める者	九州看護福祉大学教授、地域住民代表（玉名市区長会協議会）